

## 第3回宮崎県子ども・子育て支援会議発言要旨

(こども政策課)

1 開催日時 平成26年7月31日(木)午後2時～午後3時45分

2 開催場所：県庁6号館1階612会議室

1 出席者 伊豆元精一 井之上隆潤、河原国男、黒田奈々、  
帖佐伸一 (代理 渡邊宜英)、時任知津子、鳥山純代、迫間智子、  
浜辺直子、前田美千子、森迫建博、山下恵子(以上五十音順)

### 4 議事概要

資料1から4に基づき事務局より説明後、意見交換を行う。

宮崎県子ども・子育て支援事業支援計画(仮称)(以下「計画」という。)の施策体系及び各種施策の具体的内容、計画の推進体制及びその評価方法について、事務局案を審議した結果、原案のとおり了承された。

宮崎県子ども・子育て支援会議の調査審議事項に、幼保連携型認定こども園の認可等を追加する事務局案について、委員に対し説明し、了承された。

#### 【主なやりとり】

##### ○ 次世代育成支援宮崎県行動計画の推進状況について

委員：総合成果指標の「子育てに関して不安感や負担感を感じている県民の割合」は子育て世帯に特化した指標なのか。

事務局：総合政策課が毎年実施している県政全般に関する県民意識調査の中で把握している指標であり、子育て世帯に特化した結果ではない。調査対象は、市町村により無作為に抽出された県内約3000人であり、男女比も同比率となっている。

##### ○ 宮崎県子ども・子育て支援事業支援計画(仮称)の施策体系及び各種施策の具体的内容の案について

委員：これまでも、地域と家庭と学校が連携していくことが重要と言われていたが、連携が進んでいるとはなかなか思えない。身近な地域の支援は大事であり、保護者と関わり方の中でその点を意識している。

委員：第4章記載予定の「教育・保育等の推進」と第5章記載予定の「子ども・

子育てに関する施策の推進」の棲み分けを教えてください。

事務局：第4章は子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、実施主体となる市町村が教育・保育に係るニーズと確保方を整理した需給状況等を記載することとなり、一方、第5章は、子どもの育ちや子育て支援に係る施策を取りまとめたものとなる。

○ 宮崎県子ども・子育て支援事業支援計画（仮称）の推進体制及びその評価方法について

委員：子育ての各種事業の点検・評価をしていくこととなると思うが、どれだけ実施しているかだけでなく、その内容についても評価していくような仕組みを検討してほしい。施設の運営内容の他にも、関係市町村や地域との連携についても、評価していくことが重要。

事務局：委員の意見のとおり。定量的な目標を達成するだけでなく、内容の評価も重要であると認識している。

委員：成果指標については、量的成果を掲げ、質的成果が把握しにくいことがよく起こりがちである。質的成果を検証できる方法についても、事務局において是非検討してほしい。

委員：育児の負担はどうしても母親に集中しがちであり、県においてもワークライフバランスの推進などを図っていると思うが、男性の育児休業の取得状況などが成果指標にあるといいのではないかと思う。他の委員も発言しているが、行動指標が成果指標となっていないか精査も必要。

事務局：仕事の家庭の調和に関する成果指標は現計画にも3つ程度掲げている。これだけで足りるのかというのもあるので、検討していきたい。

委員：ワークライフバランスはとても大事だと思うが、親が学校行事に時間を取られるのが悩ましい。このような行事に時間を取られると、本当の意味での子どもと向き合うための時間を各種の休暇の中で取得するのが難しくなっている。

事務局：まさに働きながら子育てをしている母親の生の声だと思う。「小一の壁」という問題の中、放課後児童クラブの推進も取り組んでいる。また、父子手帳を配付するなど、父親の子育てに関する意識の改善も図っている。

会長：子育て応援本部は、知事を本部長に教育委員会も入っていると思うので、その中で取り上げるなども必要ではないかと思う。

委員：労働組合を有していない企業における職場改善はなかなか進みにくい。そこをカバーする取組は何かあるのか。

事務局：未来みやざき県民推進協議会の中には、企業を中心とした企業部会を設置し働きやすい環境づくりの他、企業としての子育て支援について気運の醸成を図

っている。今後も参加を募り、更なる気運の醸成を図っていききたい。

○ 幼保連携型認定こども園の設備・運営に係る基準及び認可等に係る合議制の機関の設置について

委員：今年は幼保連携型認定こども園への認可申請が多くなると思うが、認可の時期はいつ頃になるのか。

事務局：今年度は可能な限り早く進めていきたいと考えているが、認可の判断となる基準を条例で定めることとなっており、その関係からも、今年に限っては年明けの1月と3月頃の2回程度の審議会開催を予定している。実際の園児募集については、幼保連携型認定こども園へ認可申請予定という形で行ってもらうなど、柔軟な対応が必要になってくるものと思われる。

委員：認可となると職員数にも変更が生じる。1月では少し厳しいかなと思う。概ね認可基準を満たしているかだけでも先に示してもらえるとありがたい。

事務局：幼保連携型認定こども園については、認可基準を満たすかどうかは前もって相談もできるし、需給状況も認可を前提とした特例措置もあるので、認可基準を満たしている施設においては、認可前提で準備を進めていただくこととなるのではないと思われる。参考までに、認定こども園への認可に要する標準的な期間としては申請から約2ヶ月を予定している。

委員：既に幼保連携型認定こども園である施設も、認可を取得するのに2ヶ月程度期間を要するのか。

事務局：新たに幼保連携型認定こども園への移行する場合の参考として、既存の標準的な処理時間を示したものであり、既に幼保連携型認定こども園である施設は、認可を取得しているものとして取り扱う、いわゆる「見なし規定」が法律上整備されているので、具体的な事務処理は必要ない。

委員：教育・保育の需給状況については、各市町村の計画も含めた内容との整合性を図るという理解でよろしいか。

事務局：市町村との協議も踏まえて認可等を判断していきたい。

委員：既存の施設から認定こども園への移行については、施設の意向を踏まえて行う旨、国からも方針が出されているが、その点については県及び市町村も同様の考えであるということでもいいか。

事務局：欠格事由や需給状況が著しく損なわれることがなければ、原則認可という考え方は十分理解している。最終的には、市町村とも十分協議の上、国の考え方に沿って進めていきたいと考えている。

委員：幼保連携型認定こども園については、面積や人員配置だけでなく、教育・保育要領も出されている。教育・保育の中身が大事であるので、認可に当たっては、その点もしっかり助言してほしい。